

(別紙) 様式 1 関係

監査の結果に基づくその後の措置状況

監 査 対 象	建設部公園緑地課 (指定管理者：公益財団法人富山市ファミリーパーク公社) (指定管理施設：富山市ファミリーパーク)
指 摘	富山市ファミリーパークの入園料の減免について、次の誤りが見受けられたので、改善を図られたい。 (ア) 富山市ファミリーパーク条例施行規則における減免の対象とされない者に対して、全額減免としたものが複数あった。 (イ) 減免を受けようとする者は、あらかじめ、富山市ファミリーパーク入園料等減免申請書を市長に提出しなければならないとされているが、市長に申請書を提出させずに、指定管理者が入園料を全額減免しているものが複数あった。
措 置 検 討 状 況	(ア) ガイドラインに沿った運用を徹底するとともに、ガイドラインにない事例はその都度、減免の可否を確認するよう指導しました。 (イ) 入園時に窓口で減免申請書が提出されているかの確認を徹底するとともに、週 1 回、前週の入園者の減免申請書の提出状況をチェックするよう指示しました。 なお、所管課の対応として、令和 6 年 3 月 3 1 日までに富山市ファミリーパーク条例施行規則の一部改正および富山市ファミリーパーク入園料等の減免取扱要綱を策定します。
その後の措置状況	令和 6 年 3 月 2 5 日付けで富山市ファミリーパーク条例施行規則の一部改正の公布および令和 6 年 3 月 2 7 日付けで富山市ファミリーパーク入園料の減免取扱要綱を策定しました。今後、要綱等の定めに従った運用を行うよう、指定管理者に対して指導しました。